

令和8年度盛岡市生活困窮者就労準備支援事業業務委託 企画提案審査要領

この要領は、盛岡市（以下「市」という。）が実施する「令和8年度盛岡市生活困窮者就労準備支援事業業務委託（以下「本業務委託」という。）」の委託候補者を選定するために行う企画提案審査について、必要な事項を定めるものである。

1 資格要件の審査

本業務委託の公募型プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の資格要件の審査は、プロポーザル参加者から提出された企画提案書等の書類に基づき、盛岡市保健福祉部生活福祉第一課が行う。

2 選考委員会の設置

- (1) プロポーザル参加者から提出された企画提案を審査するため、市は「令和8年度盛岡市生活困窮者就労準備支援事業業務委託企画提案選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 委託候補者の選考は、次に掲げる委員（以下「選考委員」という。）が行う。
 - ア 岩手労働局職業安定部職業安定課長
 - イ 盛岡公共職業安定所専門相談部門主任就職促進指導官
 - ウ 盛岡市保健福祉部生活福祉第一課長

3 委託候補者の選考方法

- (1) 委託候補者の選考は、プロポーザル参加者より提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションに基づき、選考委員の採点により行う。
- (2) 選考委員は、「資料4－別紙1 審査項目、審査観点及び配点」に基づき審査を行う。
- (3) 選考委員は、個別の審査項目ごとに評価及び採点を行い、委員ごとに合計点の上位3者まで順位をつけ、1位のものに5点、2位のものに3点、3位のものに1点の順位点をつけるものとする。
- (4) 選考委員の人数に100点を乗じた点数を満点とし、出席した選考委員の人数に60点を乗じた点数に満たない提案は、失格とする。
- (5) 選考委員会は、各選考委員がつけた順位点を合計し、順位点の総得点により総合順位をつけるものとする。総得点が同点の場合には、選考委員の協議により優先順位を決定する。
- (6) プロポーザル参加者が1者のみであった場合においても、選考委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

4 選考委員会の開催日及び場所

(1) 開催日

令和8年3月12日（木）

※開催時間については、プロポーザル参加者に別途通知する。

(2) 場所

プラザおでって 3階 大会議室（盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号）

(3) 提案方法

プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書等の書類に基づき行うこと。

(4) 提案時間

おおむね35分程度（プレゼンテーション20分、質疑15分）とする。

(5) 留意事項

- ア プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書等に基づき行うものとし、パソコンやスクリーン等の持込み機器の使用は、不可とする。
- イ プレゼンテーションに参加できる人数は、1応募者当たり2名以下とする。

5 選考結果の公表

委託候補者を決定した後、全てのプロポーザル参加者に文書で通知するとともに、盛岡市公式ホームページで結果を公表する。

審査項目、審査観点及び配点

審査項目	審査観点	配点
事業内容	日常生活自立に関する支援 (1) 支援対象者の生活習慣の形成を促すために、効果的な支援内容となっているか。 (2) 個々の支援対象者の状況を十分に踏まえた支援が実施できる内容となっているか。 (3) 事業実施に係るスケジュールは妥当なものと認められるか。	15
	社会生活自立に関する支援 (1) 支援対象者の社会的能力の形成を促すために、効果的な支援内容となっているか。 (2) 個々の支援対象者の状況を十分に踏まえた支援が実施できる内容となっているか。 (3) 職場見学、ボランティア活動、地域活動等、社会参加を促進する内容となっているか。	15 45
	就労自立に関する支援 (1) 一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すために、効果的な支援内容となっているか。 (2) 個々の支援対象者の状況を十分に踏まえた支援が実施できる内容となっているか。 (3) 協力事業所との連携等、就労に向けた支援体制が確保されているか。	15
数値目標	(1) 本業務の数値目標は、進捗や効果を把握できる妥当な目標となっているか。 (2) 達成可能な提案内容であるか。	10
実施体制	(1) 本業務を円滑に遂行できると認められる体制となっているか。 (2) 自立相談支援機関との連携体制が確保されているか。 (3) 利用者の利便性は確保されると認められるか。 (4) 事業実施規模及びそれに伴う人員体制は適当と認められるか。 (5) 本事業を遂行するに必要な実績があるか。	25
受注団体としての適性 企画内容の適性	(1) 事業実績報告書の作成や理事会や総会の開催等適切な運営がされており、本事業を遂行できる運営体制があると認められるか。 (2) 団体の受託事業等の状況に照らし、本事業の提案内容が確実、適切に遂行できる体制（経済的、人的等）となっているか。	10
見積書	(1) 事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性が取れているか。 (2) 支出の積算が妥当なもので、経費節減に取り組む内容となっているか。	10
合 計		100

採点基準

- 5点 特に優れている
4点 やや優れている
3点 標準
2点 やや劣っている
1点 特に劣っている